四十四　有床診療所に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（最大使用病床の数（病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数（病床機能報告制度において最大使用病床の数が報告対象外の場合は許可病床数とする。）に、次の算式により算定した数を合算した数とする。）とする。以下同じ。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（$A-B$）、（$B-C$）又は（$C-D$）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（$A-B$）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（$A-B$）、（$B-C$）及び（$C-D$）は０とし、$C\leqq D\leqq B$のときは（$B-C$）は（$B-D$）とし、$B\leqq C\leqq D\leqq A$又は$C\leqq B\leqq D\leqq A$のときは（$A-B$）は（$A-D$）とし、$B\leqq D\leqq C\leqq A$又は$D\leqq B\leqq C\leqq A$のときは（$A-B$）は（$A-C$）とし、（$A-B$）×0.3、（$B-C$）×0.6及び（$C-D$）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前３年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

区　分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円

四十四　有床診療所に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（最大使用病床の数（病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数（病床機能報告制度において最大使用病床の数が報告対象外の場合は許可病床数とする。）に、次の算式により算定した数を合算した数とする。）とする。以下同じ。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（$A-B$）、（$B-C$）又は（$C-D$）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（$A-B$）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（$A-B$）、（$B-C$）及び（$C-D$）は０とし、$C\leqq D\leqq B$のときは（$B-C$）は（$B-D$）とし、$B\leqq C\leqq D\leqq A$又は$C\leqq B\leqq D\leqq A$のときは（$A-B$）は（$A-D$）とし、$B\leqq D\leqq C\leqq A$又は$D\leqq B\leqq C\leqq A$のときは（$A-B$）は（$A-C$）とし、（$A-B$）×0.3、（$B-C$）×0.6及び（$C-D$）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前３年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の稼働病床数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

区　分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円